

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成25年1月21日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年12月4日	伏見区	深草大亀谷西寺町	—	1	—	平成24年12月4日
		深草大亀谷西寺町	—	—	1	
		向島中島町	—	—	1	
平成24年12月7日	北区	紫野泉堂町	—	—	1	平成24年12月7日
	西京区	桂下豆田町	—	—	3	
平成24年12月11日	北区	大宮南箱ノ井町	—	—	1	平成24年12月11日
		鷹峯南鷹峯町	—	—	2	
		鷹峯木ノ畑町	—	—	1	
平成24年12月14日	北区	小山東花池町	—	—	1	平成24年12月14日
	左京区	下鴨中川原町	—	—	3	
	右京区	太秦小手角町	—	—	1	
平成24年12月18日	左京区	一乗寺塚本町	—	—	1	平成24年12月18日
		浄土寺西田町	—	—	1	
		下鴨梅ノ木町	—	1	—	
	伏見区	中島秋ノ山町	—	—	1	
平成24年12月21日	右京区	花園寺ノ内町	—	—	1	平成24年12月21日
平成24年12月25日	右京区	太秦北路町	—	—	2	平成24年12月25日
	伏見区	津知橋町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)